

# 一般財団法人三菱ガス化学記念財団

## 令和元年秋 外国人留学生への奨学生募集要項

三菱ガス化学記念財団（以下「当財団」という）は、化学、化学工学分野を目指す有為な人材への支援と同分野の研究に対する助成を通じて、直面する社会問題を解決し、持続可能な社会を実現するための一助となすことを目的に平成30年9月に設立致しました。

当財団は、次のような学生を支援します。

- ・ 学業に優れ、学業に専念する者
- ・ 日本文化と出身国文化の相互理解、交流に努める者
- ・ 学んだことを社会に役立てる意欲のある者

### 1 奨学生の応募要件

タイ、インドネシア、カンボジア、シンガポール、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス（以下「対象国」という）の国籍を有し、勉学または研究の為、日本国内に在留している留学生で下記の条件を満たしている方

- (1) 令和元年10月1日時点で、当財団が指定する大学・大学院に在籍している化学、化学工学等の分野を専攻する学士課程、修士課程あるいは博士課程に在籍する方
- (2) 在留資格「留学；college student」を有する方
- (3) 他の機関から奨学金又はこれと同種の支援を受けていない方  
但し、地方自治体による学習奨学金（在住の留学生全員が受給の対象となるもの）、学術上の貢献に対する一時的な報奨金、授業料の免除若しくは減額、授業料に充当することを用途とする学内奨学金については除きます。
- (4) 奨学金支給期間に正規の職（常勤務）に就いていない方
- (5) 日本語による意思疎通が可能である方
- (6) 心身共に健康であり、学業成績、人物とも優れている方
- (7) 当財団が開催する交流会、懇親会に出席できる方（原則、東京で開催。交通費支給）
- (8) 現地入学試験や貴大学と提携関係にある大学等から留学する方については、入学前に推薦を受け付けることがあります。

なお、当財団の奨学金は、全額を支給するもので返済義務はありません。また、設立母体の三菱ガス化学株式会社への付帯義務もありません。

### 2 募集人員

各大学1名程度（当財団の令和元年秋の奨学生募集は全体で4名程度）

### 3 奨学金支給内容

- (1) 支給額 月額 15 万円
- (2) 支給期間：令和元年 10 月以降、在籍する大学・大学院の正規の修学期間  
但し、学士課程は 4 年、修士課程は 2 年、博士課程は 3 年を限度とし、留年或いは滞留した場合、原則として支給を打ち切ります。  
なお、支給期間は修学年次で管理します。具体的には、学士課程 2 年次で支給開始された場合は残りの 3 年、修士課程 2 年次で支給開始された場合は残りの 1 年、博士課程 2 年次で支給開始された場合は残りの 2 年を支給期間とします。
- (3) 支給方法：原則、毎月 10 日に奨学生本人の三菱 UFJ 銀行本店へ振込にて支給します。  
奨学生が当該銀行口座を有していない場合、当財団が口座開設を支援致します。
- (4) 10 月分より奨学金を支給します。

### 4 応募・推薦の方法

- (1) 本奨学金を受けようとする方（以下、「応募者」という）は、当財団所定様式の奨学生申込書（別紙参照）へ必要事項を全て本人自筆で記入して大学を經由して当財団事務局へ提出して下さい。
- (2) 大学の長或いは学生が在籍する部門長は、奨学生の応募要件に該当する方から当財団奨学生に相応しい方を選抜して下さい。奨学生申込書に当財団所定様式の推薦書（別紙参照）及び下記添付書類を添えて当財団事務局へ提出して下さい。

### 5 応募書類

- (1) 奨学生申込書（別紙様式） 1 通  
\* 原則日本語で、全て本人自筆で記載されたもの
- (2) 応募者のカラー写真 1 枚  
\* 最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入し、奨学生申込書の所定欄に貼付すること。
- (3) 推薦書（別紙様式） 1 通
- (4) 前年度もしくは中間期の学業成績証明書 1 通  
\* 新入生を除き、学業成績証明書の提出が出来ない場合は、理由書（様式任意）を添付すること。
- (5) 在留証明書の写し 1 通  
※ 応募者から当財団への直接の応募や質問は受付致しません。なお、提出書類は返却致しません。

#### 【応募書類送付先】

〒100-8324 東京都千代田区丸の内 2-5-2

一般財団法人 三菱ガス化学記念財団 事務局

## 6 奨学生の選考と採用内定/採用

### (1) 書類選考

奨学生の応募要件に基づき、書類選考を実施します。書類選考通過者には、10月末までに、面接日時を推薦依頼した大学・大学院宛に通知致します。

### (2) 面接

書類選考通過者を対象とした面接は、11月初旬に実施します。なお、面接は日本語で行います。面接の日時場所は、別途通知致します。

### (3) 採用通知および授与式

応募者の選考結果は、11月下旬までに推薦依頼した大学・大学院に通知致します。

採用内定奨学生は、当財団が別途指定する所定の手続きをお願いします。

令和元年11月末頃に当財団が実施する奨学生採用式にて採用通知書（奨学生証書）を授与します。日時場所は別途本人へ連絡致します。採用決定奨学生は必ず出席して下さい。

### (4) 全体スケジュール

2019年8月中旬	各大学へ募集要項配布
2019年10月25日(金)	各大学からの応募締切
2019年10月下旬	財団での書類選考
2019年10月末	書類選考通過者へ面接日時を大学経由で通知
2019年11月初旬	選考委員会による面接
2019年11月18日	財団理事会で奨学生の決定
2019年11月19日	大学経由で採用決定通知発送
2019年11月末	奨学生証書授与式

## 7 採用後の奨学生の義務

- (1) 奨学生は採用決定後に所定の誓約書を当財団事務局宛てに提出して下さい。
- (2) 奨学金支給期間中は、在籍大学・大学院で所定の学業、研究に精励して下さい。
- (3) 奨学金支給期間中、3ヶ月ごとに別紙様式の活動報告書を、更に中間期及び年度末に成績証明書等を提出して下さい。
- (4) 学籍、修学状況や生計の変化が生じた際は、速やかに当財団事務局へ報告して下さい。
- (5) 財団が主催する交流会（年1～2回）及び懇親会に参加して下さい。

## 8 奨学金の停止又は打切り

奨学生が、次の(1)から(8)のいずれかに該当した場合には、奨学生は速やかに当財団に報告するとともに、その際当財団が本奨学金の支給を停止しても異議を述べず、更に支給した奨学金の一部または全部について返還要請があった場合には速やかに応じて下さい。

- (1) 大学から退学または停学の処分を受けた時
- (2) 留年、退学または休学した時
- (3) 45日以上長期欠席又は海外渡航等により、勉学の継続が困難になった時
- (4) 在籍する大学または在籍課程・専攻を変更した時

- (5) 他の機関から奨学金又はこれと同種の支援を受けた時  
但し、地方自治体による学習奨学金(在住の留学生全員が受給の対象となるもの)、学術上の貢献に対する一時的な報奨金、授業料の免除若しくは減額、授業料に充当することを用途とする学内奨学金については除きます。
- (6) 学士、修士若しくは博士の学位を取得した時
- (7) 募集要項の奨学生の資格要件を満たさなくなった時
- (8) 奨学生申込書、推薦書等の応募書類に事実と異なる記載があった時

## 9 個人情報の取り扱い

応募時の提出書類に係わる一切の個人情報は、選考に関する手続き(審査と当財団からの連絡)にのみ使用するという当財団の方針に同意した上でご応募下さい。

(別表) 令和元年秋 外国人留学奨学生 推薦応募大学と対象国

推薦依頼 大学・大学院	東京大学、東京工業大学、東京理科大学、慶応義塾大学、早稲田大学 東北大学、筑波大学の化学、化学工学系の学部又は大学院
対象国	ASEAN 加盟 10 カ国： タイ、インドネシア、カンボジア、シンガポール、フィリピン、ブル ネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス